

令和2年分

# 年末調整の しかた



## ご注意ください!! 昨年の年末調整から変わっています!!

- 「給与所得控除額」が改正されています。
- 「基礎控除」が改正され、この控除を適用するためには、給与所得者から『基礎控除申告書』の提出を受ける必要があります。
- 「寡婦（寡夫）控除」の適用要件の改正などが行われ、新たに「ひとり親控除」が創設されました。これにより、給与所得者から『扶養控除等申告書』の提出を受ける必要が生じる場合があります。
- 「所得金額調整控除」が創設され、この控除を適用するためには、給与所得者から『所得金額調整控除申告書』の提出を受ける必要があります。

※ 詳しくは、4ページ以降を確認してください。

年末調整手続の電子化でバックオフィス業務が効率化！

※ 詳しくは、8ページ以降を確認してください。

## はじめに

本年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（毎日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなるわけですから、この意味からも非常に大切な手続です。

年末調整は大事な手続です。  
正しく行いましょう。

## 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

- **納期の特例の承認を受けていない場合**  
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**
- **納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）  
1月から6月までの分…**7月10日**  
7月から12月までの分…**翌年の1月20日**

- (注) 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
- 4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が所得税徴収高計算書（納付書）に印字（記載）されているかどうかを確認してください。
- 5 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

(※) この「年末調整のしかた」は、令和2年7月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

# 目 次

I 昨年と比べて変わった点	4	IV 令和3年分の給与の源泉徴収事務	75
1 給与所得控除に関する改正	4	1 令和3年から変わる事項	75
2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正	4	1-1 扶養控除等（異動）申告書の 変更	75
3 各種所得控除等を受けるための扶養 親族等の合計所得金額要件等の改正	5	1-2 源泉徴収簿の変更	75
4 ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除 に関する改正	6	2 実務上の留意事項	76
5 年末調整関係手続の電子化	7	2-1 扶養控除等（異動）申告書の 受理と内容の確認	76
II 年末調整とは	10	2-2 源泉徴収簿の作成	78
1 年末調整を行う理由	10	V 給与所得者の確定申告	79
2 年末調整の対象となる人	10	1 給与所得者が確定申告を必要とする 場合	79
3 年末調整を行う時	11	2 退職所得がある人の場合	79
III 年末調整のしかた	12	3 源泉徴収税額のある給与所得者で確 定申告をすればその源泉徴収税額が還 付される場合	80
1 年末調整の手順	12	VI 電子計算機等による年末調整	82
2 各種控除額の確認	13		
2-1 扶養控除等（異動）申告書の 受理と内容の確認	13	○ 令和2年分の年末調整等のための給与 所得控除後の給与等の金額の表	84
2-2 基礎控除申告書等の受理と 内容の確認	21	○ 令和2年分の年末調整のための算出所 得税額の速算表	93
2-3 保険料控除申告書の受理と内 容の確認	26	○ 【参考】令和2年分の基礎控除額の表	93
2-4 （特定増改築等）住宅借入金等 特別控除申告書の受理と内容の 確認	39	○ 【参考】令和2年分の配偶者控除額及び 配偶者特別控除額の一覧表	93
3 年税額の計算	56	○ 【参考】所得の種類・収入・必要経費 の範囲等	94
3-1 年末調整の対象となる給与と 徴収税額の集計	56	○ 令和2年分 年末調整チェック表	96
3-2 給与所得控除後の給与等の金 額（調整控除後）の計算	58	○ 年末調整 Q&A	97
3-3 年調年税額を求めるまでの具 体的な計算の流れ	59	○ 各種控除について（給与所得者用）	101
3-4 扶養控除額等の合計額の計算	60	○ （参考文例）「年末調整を受ける際の注 意事項」	102
3-5 課税給与所得金額の計算と算 出所得税額の計算	61	○ 「令和2年分の扶養控除額及び障害者 等の控除額の合計額の早見表」(120 ページ) の使い方	118
3-6 年調年税額の計算	62	○ 令和2年分の扶養控除額及び障害者等 の控除額の合計額の早見表	120
4 過不足額の精算	63		
5 税額の納付と所得税徴収高計算書 （納付書）の記載	73		
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親 族等の異動があった場合の再調整	74		